

新型炉部会 表彰内規

(目的, 趣旨)

第1条 本内規は新型炉部会部会賞（以下「部会賞」と称す）の表彰について定めるものである。原子力における新型炉分野の発展を促すことを目的として、この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し、部会賞を贈呈する。

(種類と対象)

第2条 部会賞に下記賞を設ける。

- (1) 新型炉部会優秀講演賞：新型炉分野に関する、日本原子力学会または新型炉部会が主催もしくは共催する行事での優れた発表を対象とする。「春の年会」および「秋の大会」においては新型炉部会が所掌するセッションの口頭発表を対象とし、各2名を目安とする。
- 2 部会賞受賞者は、原則として新型炉部会員とし、概ね40才までの個人（発表者：研究グループの中の代表者）を対象とする。

(表彰小委員会)

第3条 部会賞選考のために、表彰小委員会を設置する。

- 2 表彰小委員会委員長は部会長の指名により、部会全体会議において承認する。
- 3 表彰小委員会委員は表彰小委員会委員長が選任し、運営小委員会において承認する。但し、委員名は公開しない。

(評価ならびに選考方法)

第4条 評価は新型炉部会が所掌するセッションの座長ならびに座長が指名する聴講者により行う。別途定める評価フォームにより実施する。

- 2 評価結果を参考とし、表彰小委員会は優秀講演賞の選考を行う。
- 3 選考結果は、表彰小委員会委員長より運営小委員会に報告し、承認を受けるものとする。

(表彰時期)

第5条 「春の年会」における部会全体会議において表彰し、賞状を授与する。

(選考結果報告)

第6条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第7条 本内規の改定は、運営小委員会の発議に基づき、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(その他)

第8条 本内規に規定されていない事項については、運営小委員会において協議する。

附則

- 1 この内規は平成30年3月26日から施行する。